平成２３年（フ）第６３号
大阪府泉南市信達市場1155番地の１リコー第２コーポ203号
債務者　下玉利美幸
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
大阪府阪南市桃の木台７丁目１番地の４
債務者　甲斐　　学
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
大阪府阪南市桃の木台７丁目１番地の４
債務者　甲斐　知美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
大阪府泉佐野市市場西１丁目６番23―101号
債務者　下代シルクこと　ゲシロ・シルク・アンニッキ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
大阪府泉南市岡田３丁目７番38号―102号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目９番27―505号
債務者　阿部　優子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目２番14号―101
債務者　桐谷千恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
大阪府岸和田市加守町４丁目32番５―108号
債務者　朝倉　啓彰
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
大阪府岸和田市加守町４丁目32番５―108号
債務者　朝倉　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県長崎市深堀町３丁目142番地
債務者　濵口すみ江
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
長崎県長崎市岩屋町３番32号　メゾン・ド・アルテール103号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷776番地７
債務者　川﨑　義美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
長崎県長崎市清水町19番62号
債務者　高橋　隆子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
長崎県長崎市清水町２番31―107号、旧住所長崎県長崎市梁川町７番30号　林田アパート201
債務者　用丸ハツミ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
北海道苫小牧市字沼ノ端927番地の10
債務者　谷口　裕紀
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８号
秋田県能代市字新山前98番地１、住民票上の住所秋田県能代市母体字湯ノ沢13番地
債務者　渡部　　守
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１７４８号
千葉県市原市ちはら台東９丁目12番地９
債務者　獅子内　透
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６０号
千葉県浦安市堀江４丁目26番６号　みぎわ荘102
債務者　倉永　禮子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５号
千葉県市川市大野町４丁目3199番地９
債務者　土屋　雅英
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係